

議会運営委員会

令和6年5月28日（火）

午前9時59分開会

○小川委員長　皆さん、おはようございます。

それでは、少し早いですけど、ただいまより議会運営委員会を開催いたします。

本日は、令和6年第2回定例会に係る議会運営委員会開催ということでお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ここで、市長より御挨拶をいただきます。

○加藤市長　おはようございます。

本日は、令和6年第2回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第30号、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、議案第41号、尾鷲市農業委員会委員の任命についてまでの議案12件でございます。

その内訳は、条例の一部改正議案が1件、補正予算議案が1件、和解及び損害賠償の額の決定の議案が1件、任命議案が9件であります。また、報告第3号、専決処分事項の承認について、本件は、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）から報告第10号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業計画及び予算についてまでの報告8件であります。

これら提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○小川委員長　それでは、議題に入ります。

まずは提出議案について説明願います。

○森本総務課長　おはようございます。

それでは、令和6年第2回尾鷲市議会定例会への提出議案について御説明させていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第30号、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令によ

り、保育所、小規模保育事業所、及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準が見直されましたことから、条例の一部を改正するものであります。

次に、3ページの議案第31号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決についてにつきまして説明いたします。

尾鷲市一般会計補正予算（第2号）、主要事項説明の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で8,041万を追加し、これにより、特別会計及び企業会計を含めた予算総額を198億1,482万9,000円とするものであります。

歳入について説明いたします。2ページを御覧ください。

14款国庫支出金3,749万円の増額は、デジタル田園都市国家構想交付金516万8,000円の増額及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,232万2,000円の追加であります。

15款県支出金680万4,000円の減額は、交付額決定に伴うもので、みえ子ども・子育て応援総合補助金578万円、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金106万4,000円のそれぞれの減額であります。

17款寄附金73万4,000円の増額は、市内1団体よりおわせSEAモデル構想に係る拠点整備事業に対し御寄附を頂いたものでございます。

18款繰入金583万7,000円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

20款諸収入4,319万3,000円の増額は、市内3地区のコミュニティ事業が採択されましたことに伴う一般コミュニティ助成事業助成金660万円、自治体情報化システム標準化事業等に対するデジタル基盤改革支援補助金3,374万3,000円及び消防団員退職報償金収入422万5,000円のそれぞれの追加、交付額決定に伴う芸術文化振興育成事業助成金137万5,000円の減額であります。

次に、歳出について説明いたします。3ページを御覧ください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものにつきまして、次ページで説明させていただきます。4ページを御覧ください。

総務費の一般管理費は、国が整備するガバメントクラウドへの移行やLGWAN更新への対応として、回線引込手数料66万円のほか、自治体情報システム標準化・ガバメントクラウド移行業務委託料3,319万8,000円の追加が主なもの

であります。

財産管理費は、頂いた寄附金 73 万 5,000 円を地方創生拠点整備等基金に積み立てるものであります。

コミュニティーセンター費は、市内 3 地区に対するコミュニティー助成事業補助金 660 万円の追加であります。

民生費の社会福祉総務費は、福祉保健センター放送設備購入費 158 万 4,000 円の追加、子ども医療費は、福祉医療費制度システム改修業務委託料 59 万 4,000 円の追加であります。

生活困窮者自立支援事業費は、物価高騰対策生活支援給付金給付事業といたしまして、新たに住民税が非課税となった世帯と、住民税の均等割のみ課税となった世帯に対しまして、一世帯当たり 10 万円を支給するもので、それぞれ 1,616 万 1,000 円の追加であります。

生活保護総務費は、社会福祉主事の資格認定講習に係る普通旅費 14 万 6,000 円及び受講負担金 9 万 9,000 円のそれぞれの増額であります。

5 ページのほうを御覧ください。

農林水産業費の農業振興費は、交付金の減額等に伴う有機農業推進業務委託料 206 万 2,000 円の減額が主なものであります。

次に、消防費の非常備消防費は、消防団員の退職者増加による退職報償金 422 万 5,000 円の増額であります。

6 ページを御覧ください。

債務負担行為補正について説明いたします。

L G W A N 回線使用料及び L G W A N 接続ルータ借上料につきましては、いずれも来年度以降における事業の円滑な執行を図るため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

予算議案の説明は以上であります。

次に、議案書に戻りまして、4 ページを御覧ください。

議案第 32 号、和解及び損害賠償の額の決定についてにつきましては、令和 5 年 3 月 13 日、環境課職員が事故を起こし、相手方に負傷を負わせ、また、相手方車両に損害を与えたもののうち、人身傷害に係る和解及び損害賠償の額を定めるもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、5 ページを御覧ください。

議案第 33 号、尾鷲市教育委員会委員の任命についてにつきましては、森下龍美氏からの退任の申出があったため、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見を有しています米倉すが氏を新たに教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、7 ページを御覧ください。

議案第 34 号から 22 ページの議案第 41 号までの尾鷲市農業委員会委員の任命についての 8 議案につきましては、委員の任期が本年 6 月 15 日をもって満了となることから、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項など、その職務を適切に行うことができる者といたしまして、尾鷲市農業委員会委員に、北村都志雄氏、日下浩辰氏、三鬼早織氏の 3 名を新たに任命いたしたく、また、黒次美氏、塩津史子氏、庄司和稔氏、高村敦夫氏、野田泰史氏の 5 名を再任いたしたく、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次の報告第 3 号、専決処分事項の承認について（令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 10 号））から報告第 8 号、専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）までの 6 件につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

23 ページを御覧ください。

報告第 3 号、専決処分事項の承認について（令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 10 号））について説明いたします。

歳入では、地方交付税、法人事業税交付金等の額の確定による減額及びふるさと応援寄附金の歳入見込みに伴う減額などであります。

歳出では、財政調整基金積立金の増額及びふるさと応援基金積立金の減額であります。

これにより歳入歳出にそれぞれ 5,165 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 118 億 5,579 万 7,000 円とする歳入歳出予算の補正及び事業費変更に伴う繰越明許費補正であります。

次に、25 ページを御覧ください。

報告第 4 号、専決処分事項の承認について（令和 5 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号））につきましては、歳入で普通交付金を増額し、歳出

で療養給付費等を増額するものであります。

これにより、歳入歳出にそれぞれ2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億1,667万4,000円とするものであります。

次に、27ページを御覧ください。

報告第5号、専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部を改正する条例）につきましては、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、主に納税者本人及び控除対象配偶者を含む扶養親族1人につき、個人住民税1万円を控除する定額減税などを行うため、条例の一部を改正したものであります。

次に、40ページを御覧ください。

報告第6号、専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部を改正する条例）につきましては、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、一定の税負担の引下げを可能とする特例期間の3年延長や条項の整理などを行うため、条例の一部を改正したものであります。

次に、44ページを御覧ください。

報告第7号、専決処分事項の承認について、（尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正する条例）につきましては、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、課税免除の期間を令和9年3月30日まで3年間を延長するため、条例の一部を改正したものであります。

次に、47ページを御覧ください。

報告第8号、専決処分事項の承認について、（尾鷲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましては、地方税法の一部を改正する法律に伴い、国民健康保険税額の軽減判定に用いる金額の改正により軽減対象が拡大されたため、条例の一部を改正したものであります。

次に、50ページを御覧ください。

報告第9号、令和5年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書についてにつきましては、個人番号関係、住民基本台帳システム改修業務をはじめとする、令和5年度尾鷲市一般会計予算の繰越明許費について、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

次に、52ページを御覧ください。

報告第10号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業計画及び予算についてにつきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊の事業計画及び予算のとおり報告させていただくものであります。

以上をもちまして、提出議案の説明とさせていただきます。

○小川委員長 説明は以上のとおりであります。

ただいまの説明に対しまして、質疑がございましたら挙手願います。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小川委員長 それでは、次に、発議について事務局の説明を願います。

○高芝議会事務局長 それでは、発議について説明させていただきます。

発議第2号、防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書について(案)につきましては、三重県社会基盤整備協会より当該意見書を採択の上、国会、関係行政庁に提出するよう取組の依頼があったものでございます。

意見書の要旨といたしましては、令和7年度までを実施期限とする防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により、国と地方が一体となって、防災・減災、国土強靱化対策を集中的に実施しているところでございますが、対策が必要な箇所はいまだ多数存在するため、令和8年度以降も継続して対策を進めていく必要がある状況でございます。

そのような中、国において国土強靱化実施中期計画を早期に策定すること、また、緊急防災・減災事業などの適用期間を延長するとともに、地方債制度、地方財政措置をさらに充実させることなど、引き続き、防災・減災、国土強靱化対策の継続、強化及び必要予算の確保を強く国に求めるものでございます。

なお、この発議の取扱いでございますが、本定例会最終日である6月18日に上程し、提案説明の後、質疑、委員会付託、討論を省略の上、採決を行っていただくという取扱いでよろしいか、御協議をお願いしたいと思います。

また、事前に議長に御相談申し上げた結果、今回の発議につきましては、提出者を議会運営委員会の新委員長さんに、賛成者を議長、議運委員長さんを除く議員さんをお願いする形で予定しておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○小川委員長 説明は以上のとおりであります。それでよろしいでしょうか。

○西川副委員長 賛成者8人しか書いてませんよね。何ですか。

○高芝議会事務局長 今の副委員長の御質問にお答えします。

空白が8名となっておりますのは、現在欠員が1名おりまして、議長さんは、この名前、連ねることはありませんので、そのような慣例による表記にさせていただきます。

以上です。

○西川副委員長　　ということは、9名おる議員の1人議長を除いた8名ということ
とで解釈してよろしいですか。

○高芝議会事務局長　　委員さんおっしゃるとおりでございます。

○小川委員長　　よろしいですか。ほかよろしいですか。

それでは次に、議事日程（案）と各発言通告書の提出につきまして、事務局長一
括説明願います。

○高芝議会事務局長　　それでは、事項書3の会期及び議事日程（案）と、事項書
4から6の各発言通告書提出期限につきまして、続けて説明させていただきます。

本定例会の会期につきましては、6月3日月曜日から6月18日火曜日までの1
6日間でございます。会議はいずれも午前10時開会とさせていただきます。6
月3日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、発
議上程、採決、これは議会運営委員会委員の選任についてでございます。

なお、正・副議長の選挙を含めた議会構成につきましても、日程に追加して行っ
ていただく予定でございます。選挙などの進行予定につきましては、後ほど説明
させていただきます。

次に、4日火曜日午前10時本会議開会、審議の内容といたしましては、議案上
程、提案説明、審議留保、これは、議案第30号、尾鷲市家庭的保育事業などの設
備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第31号、令和
6年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決についての議案2件についてでござ
います。

次に、議案第32号、和解及び損害賠償の額の決定についてにつきましては、議
案上程、提案説明、質疑、委員会付託の後、行政常任委員会を開催していただき、
当該議案を審査していただきます。委員会終了後に本会議を再開し、委員会におけ
る審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、採決を行って
いただきます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは、議案第33号、尾鷲市
教育委員会委員の任命について、及び、議案第34号から第41号までの尾鷲市農
業委員会委員の任命についての人事案件についてでございますが、委員会付託を省
略する取扱いでよろしいかどうか、御協議のほうをお願いしたいと思います。

なお、教育委員会委員候補者につきましては、この後開催される全員協議会にお
きまして、御挨拶をいただく予定となっております。

続きまして、報告、質疑、討論、採決、これは、報告第3号、専決処分事項の承

認について（令和５年度尾鷲市一般会計補正予算（第１０号））から報告第８号、専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の報告６件についてでございます。

次に、報告、質疑、これは、報告第９号、令和５年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第１０号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和６年度事業計画及び予算についての報告２件についてでございます。

５日水曜日から９日日曜日までは休会、１０日月曜日午前１０時より本会議を再開していただきまして、４日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、委員会付託を行い、一般質問に入っております。１３日木曜日、１４日金曜日は行政常任委員会を開催し、議案及び所管事項の審査を行っていただきます。１７日月曜日は予備日とし、１８日火曜日に本会議を再開し、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただき、閉会となる予定でございます。

次に、各発言通告書の提出期限について説明させていただきます。

まず、事項書４、一般質問発言通告書提出期限につきましては、申合せによりまして、６月５日水曜日の午前１１時まで、次に、議案質疑発言通告書の提出期限につきましては、議案第３２号から第４１号及び報告第３号から第１０号につきましては５月３１日金曜日の午前１１時、その他の議案につきましては６月５日水曜日の午前１１時まで。

次に、討論発言通告書提出期限につきましては、議案第３２号から議案第４１号及び報告第３号から第１０号につきましては５月３１日金曜日の午前１１時、その他の議案につきましては６月１７日月曜日の午前１１時までとさせていただきます。

また、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○小川委員長　ただいまの説明に対し、何か質問はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小川委員長　ないようですので、それでは、次に、議会構成について事務局に説明させます。

○高芝議会事務局長　それでは、議会構成に係る発議について説明させていただきます。

発議第1号、議会運営委員の選任について（案）につきましては、議会運営委員の任期は尾鷲市議会委員会条例で1年と定められておりますことから、本定例会において新たに選任するものでございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○小川委員長 説明は以上のとおりであります、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小川委員長 それでは、次に、本定例会初日の執行部の説明員の出席について説明願います。

○森本総務課長 6月3日本会議の出席につきましては、市長、副市長、教育長、政策調整課長、私、総務課長、以上を予定させていただいております。

○小川委員長 説明は以上のとおりであります、よろしいでしょうか。

次に、議長のほうから、発言のほうよろしく願います。

○仲議長 すいません、ちょっとお待ちください。正・副議長選挙に係る所信表明演説につきましては、5月30日木曜日の午前10時より議員懇談会を開催し、その中で行っていただきたいと考えております。

なお、所信表明を希望される方は、明日5月29日水曜日までに私へ御連絡をいただきますようお願いいたします。

以上です。えらいすみませんでした。

○小川委員長 よろしいでしょうか。事項書の8番が抜けていたみたいなので、事務局。

○高芝議会事務局長 申し訳ありません。

それでは、議会構成に伴います議事及び選挙進行予定について説明させていただきます。

本定例会初日、6月3日でございますが、まず、5番目の議長選挙、6番目の副議長選挙を行っていただきます。ここで暫時休憩していただきまして全員協議会を開催し、7番目の議選監査委員の選出を行っていただきます。

その後、本会議を再開し、全員協議会で選出していただきました議選監査委員の選任について、追加議案として執行部より提案していただき、選任同意の採決を採っていただきます。

ここで、本会議を暫時休憩して、常任委員会を開催し、正・副委員長を互選していただきます。常任委員の任期は議員の任期となっておりますが、委員会条例の規定などにに基づき、正・副委員長の辞任はこの常任委員会の場で行っていただきます。

続きまして、全員協議会を開催し、常任委員会の正・副委員長の互選結果の発表、議会運営委員5名を選出していただきます。

次に、本会議を再開していただき、議長のほうから常任委員会正・副委員長の互選結果の報告、議会運営委員5名の選任を行っていただきます。

その後、本会議を暫時休憩の上、議会運営委員会を開催し、正・副委員長を互選していただきます。

続きまして、全員協議会におきまして、議会運営委員会の正・副委員長の互選結果の発表、次に、16番目の紀北広域連合議会の議員6名につきましては、申合せによる議長及び行政常任委員会委員長と、残り4名の組合議会議員を選出。

次に、17番目の三重紀北消防組合議会の議員4名は、申合せによる議長及び行政常任委員会委員長と、残り2名の組合議会議員を選出。

次に、18番目の東紀州環境施設組合議会の議員2名は、申合せにより議長、行政常任委員会委員長を組合議会議員に選出していただく予定でございます。

その後、本会議を再開していただき、議会運営委員会の正・副委員長を議長のほうから報告していただき、次に、各組合議会の議員を議長の指名推選の方法でそれぞれ選挙していただきますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○小川委員長　　今の説明、何かございましたら、ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小川委員長　　事項書はこれまでなんですけど、他に何かございましたら。

○下村副市長　　定額減税の予算につきまして、今週中には該当者数が判明し、来週中には予算書ができるということで、補正予算（第3号）として、追加議案をお願いしたいと思っております。

○小川委員長　　今の説明に対して、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小川委員長　　なければ、ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小川委員長　　ないようでしたら、これで議会運営委員会を閉じます。御苦労さまでございました。

（午前10時30分 閉会）